

文京区パートナーシップ宣誓の取扱いについて

1 目的

人権と多様性を尊重する社会の実現を推進するため、性自認及び性的指向に関する施策の一つとして、文京区におけるパートナーシップ宣誓の取扱いを定めることにより、多様な性への理解促進を図る。

2 概要

お互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活（日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことをいう。以下同じ。）を行い、又は継続的に共同生活を行うことを約した性（自認する性を含む。）を同じくする二人のパートナーシップについての宣誓に対して、区が宣誓書受領証を交付する。

3 対象者

対象者は、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 宣誓日において、双方が成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が区内に住所を有していること。
 - イ 一方が区内に住所を有し、他の一方が区内に転入を予定していること。
 - ウ 双方が区内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方が他の一方以外の者とパートナーシップがないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）の関係にないこと。

4 宣誓手続の流れ

- (1) 宣誓日の予約
宣誓日時、必要書類等の調整及び確認を行う。
- (2) パートナーシップ宣誓書等の提出
宣誓しようとする二人が揃って来庁し、宣誓書及び必要書類を提出する。
- (3) 交付
区職員が必要書類を確認し、要件を満たしていた場合に、宣誓書受領証を交付する。

5 手数料

宣誓書受領証の交付に係る手数料：無料

必要書類取得に係る手数料：有料（宣誓者の自己負担）

6 取扱開始日

令和2年4月1日

7 その他

パートナーシップ宣誓については、区が制定する要綱においてその取扱いを定めるが、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務は発生しない。